

## 第2回徳島県医療審議会（R3. 12. 6）以降における主な修正箇所について

## 1. 医療審議会における主な意見とその対応

意見の概要	修正頁	修正内容
徳島大学病院では、がんゲノム医療の推進に取り組んでおり、こうした状況を踏まえた記述をしていただきたい。	P103	以下のとおり、表現を修正した。  (8) がんゲノム医療 (略) 今後は、中四国エリアでがんゲノム医療中核拠点病院として指定を受けた岡山大学病院と県がん診療連携拠点病院である徳島大学病院を中心に、がんゲノム医療の <u>推進</u> に取り組むとともに、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、がん患者やその家族及び血縁者が安心できる環境整備に <u>努めます。</u>
治療抵抗性統合失調症治療薬（クロザリル）が普及するためには、医療機関と院内外の血液内科の専門医との連携が必要となることから、連携体制の構築について記述をしていただきたい。	P159	以下のとおり、表現を修正した。  第1 精神疾患の現状と今後の方向性 1 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築 (1) 統合失調症 (略) (今後の医療提供体制) 統合失調症に対応できる医療機関を明確にし、都道府県拠点機能や地域連携拠点機能を担う医療機関の連携による医療提供体制の構築を推進するとともに、治療抵抗性統合失調症治療薬による治療を行うことができる医療機関を広げ、身近でその治療を受けることができるよう、 <u>当該治療薬の使用条件である院内外の血液内科医との連携等について、現状を把握し、必要な支援を行います。</u>
精神科救急医療体制については、いわゆるスーパー救急（精神科救急入院料）病棟を有する医療機関と、その他の医療機関による重層的な体制の構築を図っていただきたい。	P168	以下のとおり、表現を修正した。  (今後の医療提供体制) 「精神科救急医療体制連絡調整委員会」や「メディカルコントロール委員会」を活用して、警察、消防といった行政や一般救急との相互理解、連携を推進し、 <u>入院医療の提供の他、受診前相談や入院外医療など、精神科病院等と連携しながら精神科救急医療の提供に係る機能分化に向け必要な体制整備に取り組みます。</u>

意見の概要	修正頁	修正内容
<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築には、地域の住民に対する普及啓発活動が重要と言われている。また、普及啓発活動の主体は市町村になると思う。そこで、普及啓発活動や市町村での人材育成について、計画的に進めていただきたい。</p>	P170	<p>以下のとおり、表現を修正した。</p> <p>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築  (1) 地域移行（令和2年度精神保健福祉資料より）  (略)  (目指すべき方向)  (略)  加えて、先進地域を参考にし、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。具体的には、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に係るワーキンググループ（協議の場）」において効果的な普及啓発や、地域課題解決に向けて関係者との連携を担う人材育成に関する目標を設定し、取組方法を検討して実施していきます。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策では、精神科の患者の入院受入れについて、平時から準備をお願いしたい。</p>	P317	<p>以下のとおり、追記した。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症  (略)  iv) 医療提供体制  (略)  精神疾患患者や透析患者についても、医療提供体制を構築する上で配慮を要することから、関係団体と連携するとともに、患者対応のための研修の実施等、平時から準備しておく必要があります。  医療機関等でクラスターが発生した際には、県の判断により、専門チームを派遣し、感染管理の専門家等による支援を行う必要があります。</p>
<p>精神科病院でクラスターが発生した場合には、専門対応チームを編成し、派遣していただきたい。</p>		
<p>医療を提供する際、配慮が必要な精神疾患患者、透析患者に対する感染症対策についても、記述していただきたい。</p>		

意見の概要	修正頁	修正内容
<p>先日の県内医療機関へのサイバーテロを踏まえ、サイバーセキュリティについての記述をしていただきたい。</p>	<p>P351</p> <p>P352</p>	<p>以下のとおり、追記した。</p> <p>1 8 医療に関する情報化の推進 (略)</p> <p>(2) 現状と課題 (略)</p> <p>④情報の安全管理 近年、医療機関の電子化や医療情報の価値の高さ等から、医療機関を標的としたサイバー攻撃が増加しており、安全な医療提供体制を維持するために、医療機関におけるサイバーセキュリティ体制を強化する必要があります。</p> <p>(3) 施策の方向 (略)</p> <p>⑤ 近年増加傾向にある、医療機関を標的としたサイバー攻撃に対応するため、医療機関では、サイバーセキュリティに関する、組織体制、対応指針及びマニュアル等の見直しに取り組みます。 また、県では、サイバーセキュリティ体制の強化を図るため、全県的な研修会の開催や、対策マニュアル及びチェックリストの作成・提供を実施します。</p>

## 2. 市町村、関係団体への意見照会の実施に伴う修正

意見の概要	修正頁	修正内容
<p>計画の期間が「平成30年（2018年）4月1日から令和5年（2024年）3月31日までの6年間とします。」とあるが、「令和6年」の間違いではないか。</p>	P4	意見のとおり修正した。
<p>HPVワクチンは、令和3年11月26日、厚労省が積極的勧奨再開通知を発出しており、こうした状況を踏まえた記述をしていただきたい。</p>	P93	<p>以下のとおり、表現を修正した。</p> <p>3 がんの予防 (略)</p> <p>さらに、子宮頸がんの発がんに関連するヒトパピローマウイルス（以下HPVという）のワクチンの接種については、<u>令和3年11月12日の第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第22回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、令和4年4月から、積極的な接種勧奨の再開とキャッチアップ接種（積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への接種）の実施が決まりました。</u> <u>これを受けて、本県においては、HPVワクチンの有効性や安全性に関する効果的な広報のあり方や推進体制を検討するため、令和3年12月にHPVワクチン接種推進協議会を設置するとともに、令和4年1月からは、全国に先駆け、キャッチアップ接種を開始するなど、HPVワクチンの接種を積極的に推進していきます。</u></p>
<p>「新型コロナウイルス感染症」の文言について、正式な名称である「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の文言を一度は記載すべきではないか。</p>	P314	<p>以下のとおり、「新型コロナウイルス感染症」の文言が初めて出てくる箇所で、正式名称を記載した。</p> <p>7 結核・感染症対策 (1) 基本的な考え方 (略) ② <u>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）</u></p>

※その他、統計データの更新を行った。